

○国土交通省令第三百三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項(同条第五項から第八条までに係る部分に限る。) ()までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液化物質に該当するものとして告示で定めるもの をばら積みして運送する場合に、これを準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(標識及び表示) 第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一品名の危険物(標札等義務付け対象危険物を除く。以下この項において同じ。)のみを同一のコンテナに収納する場合及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、告示で定める方法により、当該危険物の品名を少なくとも当該コンテナの両側面に表示しなければならぬ。ただし、同一品名の危険物のみを同一のコンテナに収納する場合であつて、当該危険物の国連番号を告示で定める方法により当該コンテナに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 摂氏百度以上の液体又は摂氏二百四十度以上の固体の危険物が収納されたコンテナには、告示で定める様式による表示を四側面に付さなければならぬ。</p> <p>6 コンテナに収納された貨物にくん蒸を施した場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定める様式による表示を付さなければならぬ。</p> <p>7 コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合</p>	<p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項(同条第五項から第八条までに係る部分に限る。) ()までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液化物質に該当するもの をばら積みして運送する場合に、これを準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(標識及び表示) 第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一品名の危険物標札等義務付け対象危険物を除く。以下この項において同じ。)のみを同一のコンテナに収納する場合及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、告示で定める方法により、当該危険物の品名を少なくとも当該コンテナの両側面に表示しなければならぬ。ただし、同一品名の危険物のみを同一のコンテナに収納する場合であつて、当該危険物の国連番号を告示で定める方法により当該コンテナに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 摂氏百度以上の液体又は摂氏二百四十度以上の固体の危険物が収納されたコンテナには、高温注意用表示(告示で定める様式による。以下同じ。)を四側面に表示しなければならぬ。</p> <p>6 コンテナに収納された貨物にくん蒸を施した場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、くん蒸注意用表示(告示で定める様式による。以下同じ。)を表示しなければならぬ。</p> <p>7 コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合</p>
--	---

<p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項(同条第五項から第八条までに係る部分に限る。) ()までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液化物質に該当するもの をばら積みして運送する場合に、これを準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(標識及び表示) 第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一品名の危険物(標札等義務付け対象危険物を除く。以下この項において同じ。)のみを同一のコンテナに収納する場合及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、告示で定める方法により、当該危険物の品名を少なくとも当該コンテナの両側面に表示しなければならぬ。ただし、同一品名の危険物のみを同一のコンテナに収納する場合であつて、当該危険物の国連番号を告示で定める方法により当該コンテナに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 摂氏百度以上の液体又は摂氏二百四十度以上の固体の危険物が収納されたコンテナには、告示で定める様式による表示を四側面に付さなければならぬ。</p> <p>6 コンテナに収納された貨物にくん蒸を施した場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定める様式による表示を付さなければならぬ。</p> <p>7 コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合</p>	<p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項(同条第五項から第八条までに係る部分に限る。) ()までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液化物質に該当するもの をばら積みして運送する場合に、これを準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(標識及び表示) 第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一品名の危険物標札等義務付け対象危険物を除く。以下この項において同じ。)のみを同一のコンテナに収納する場合及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、告示で定める方法により、当該危険物の品名を少なくとも当該コンテナの両側面に表示しなければならぬ。ただし、同一品名の危険物のみを同一のコンテナに収納する場合であつて、当該危険物の国連番号を告示で定める方法により当該コンテナに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 摂氏百度以上の液体又は摂氏二百四十度以上の固体の危険物が収納されたコンテナには、高温注意用表示(告示で定める様式による。以下同じ。)を四側面に表示しなければならぬ。</p> <p>6 コンテナに収納された貨物にくん蒸を施した場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、くん蒸注意用表示(告示で定める様式による。以下同じ。)を表示しなければならぬ。</p> <p>7 コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合</p>
---	---

又は当該危険物を保護するために窒素を使用する場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定める様式による表示を付さなければならぬ。

8 ポータブルタンクを収納したコンテナであつて、当該ポータブルタンクに付された標札等、品名、国連番号及び第五項の表示のいずれもが、当該コンテナの外部から容易に確認できるものは、第一項及び第三項から第五項までの規定にかかわらず、標札等、品名、国連番号及び第五項の表示を当該コンテナに付すことを要しない。

第二十九条 第九条の規定は、前条第一項の標識、同条第三項の品名又は国連番号の表示、同条第四項の国連番号の表示及び同条第五項の表示について準用する。

2 前条第六項及び第七項の表示は、危険物の運送が終了するまでの間は、消えるおそれのないものでなければならない。

(放射性輸送物の種類)

第七十二条 放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物とする。

(放射性輸送物の技術上の基準)

第七十二条の二 荷送人は、放射性輸送物を運送する場合は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、当該放射性輸送物が次条から第七十九条まで、第八十一条及び第八十二条の規定に適合するようにしなければならない。

(運送の安全の確認等)

第九十九条 船長は、BM型輸送物若しくはBU型輸送物、核分裂性輸送物、放射性輸送物(第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等

は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、冷却剤注意表示(告示で定める様式による。以下同じ。)を表示しなければならない。

8 ポータブルタンクを収納したコンテナであつて、当該ポータブルタンクに付された標札等、品名、国連番号及び高温注意表示のいずれもが、当該コンテナの外部から容易に確認できるものは、第一項及び第三項から第五項までの規定にかかわらず、標札等、品名、国連番号及び高温注意表示を当該コンテナに付すことを要しない。

第二十九条 第九条の規定は、前条第一項の標識、同条第三項の品名又は国連番号の表示、同条第四項の国連番号の表示及び同条第五項の高温注意表示について準用する。

2 前条第六項のくん蒸注意表示及び同条第七項の冷却剤注意表示は、危険物の運送が終了するまでの間は、消えるおそれのないものでなければならない。

(放射性輸送物の種類)

第七十二条 放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物の七種とする。

(新設)

(運送の安全の確認等)

第九十九条 船長は、BM型輸送物若しくはBU型輸送物、核分裂性輸送物又は放射性輸送物(第八十七条第一項の告示で定める放射性物質

が収納され、又は包装されているものに限る。)又は次条第一項第三号の告示で定める表面汚染物を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を国土交通大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの省令に規定する基準に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2 (略)

(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)
第百条 次に掲げる低比放射性物質等は、第八十条の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一・二 (略)

三 表面汚染物のうち告示で定めるものであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 専用積載により運送されること。

ロ 第一号口の要件に適合していること。

ハ 積み重ねられていないこと。

ニ 適切に固定されていること。

ホ 表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないこと。

ヘ 内部が十分に乾燥していること。

2 (略)

12 低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物若しくはIP-3型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

13 (略)

等が収納され、又は包装されているものに限る。)を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を国土交通大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの省令に規定する基準に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2 (略)

(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)
第百条 次に掲げる低比放射性物質等は、第八十条の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一・二 (略)

(新設)

2 (略)

12 低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物若しくはIP-3型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、第九十五条第六項の告示で定める量を超えてはならない。

13 (略)

第百一条 削除

(運送の届出等)

第百六条 船長は、第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第八十条第一項第三号に掲げる放射性物質等又は第九十六条の告示で定める放射性物質等又は第百条第一項第三号の告示で定める表面汚染物を運送する場合その他告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由があると発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港。以下この項において同じ。）を管轄する管区海上保安本部の長が認めた場合には、当該管区海上保安本部の長が指定する日）までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があつた場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。次項において「運送変更届」という。）を発航港を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(特別措置)

第百七条 次の各号に掲げる場合において国土交通大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。

一 第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する

(外板等に係る線量当量率)

第百一条 船長は、外板、船倉、区画又は甲板の表面（放射性物質等を積載する船倉又は区画の表面及び甲板の一定区域の上表面並びに運送中人が容易に近づくことができな表面を除く。）の最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において毎時百マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

(運送の届出等)

第百六条 船長は、第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第八十条第一項第三号に掲げる放射性物質等又は第九十六条の告示で定める放射性物質等を運送する場合その他告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由があると発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港。以下この項において同じ。）を管轄する管区海上保安本部の長が認めた場合には、当該管区海上保安本部の長が指定する日）までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があつた場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。以下この条において「運送変更届」という。）を発航港を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(特別措置)

第百七条 次の各号に掲げる場合において国土交通大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。

一 第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する

場合を含む。)若しくは第二項(第百条第十五項において準用する場合を含む。)、第九十二条、第九十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)(第百条第十四項において準用する場合を含む。)、第九十五条(第百条第十四項において準用する場合を含む。)|又は第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項までの規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

二 専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合であつて、第八十条、第八十九条第一項(第百条第十五項において準用する場合を含む。)|若しくは第二項(第百条第十五項において準用する場合を含む。)|、第九十二条、第九十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)| (第百条第十四項において準用する場合を含む。)|若しくは第三項(第百条第十四項において準用する場合を含む。)|、第九十五条(第百条第十四項において準用する場合を含む。)|、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで又は第百五条の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

三 (略)

2 (略)

(燃料としての貨物の利用)

第二百二十六条 液化天然ガス(メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスをいう。以下この款及び第二百五十五条において同じ。)|以外の貨物は、船内で燃料として使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 (略)

(貨物の移送)

場合を含む。)|若しくは第二項(第百条第十五項において準用する場合を含む。)|、第九十二条、第九十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)| (第百条第十四項において準用する場合を含む。)|、第九十五条(第百条第十四項において準用する場合を含む。)|、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで又は第百一条の規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

二 専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合であつて、第八十条、第八十九条第一項(第百条第十五項において準用する場合を含む。)|若しくは第二項(第百条第十五項において準用する場合を含む。)|、第九十二条、第九十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)| (第百条第十四項において準用する場合を含む。)|若しくは第三項(第百条第十四項において準用する場合を含む。)|、第九十五条(第百条第十四項において準用する場合を含む。)|、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで、第百一条又は第百五条の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

三 (略)

2 (略)

(燃料としての貨物の利用)

第二百二十六条 液化天然ガス(メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスをいう。以下この款において同じ。)|以外の貨物は、船内で燃料として使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 (略)

(貨物の移送)

第二百五十五条 船長は、貨物の移送に係る制御装置及び警報装置について、貨物を取り扱う作業の開始前に当該装置が正常に作動することを確認しなければならない。

2 荷役作業の開始前及び作業中は、船舶内の作業者は、陸上施設（液化天然ガスを燃料として使用する他の船舶に燃料として貨物を移送する場合にあつては、当該他の船舶。次項において同じ。）の作業者と打合せ（緊急時の措置を含む。）を行わなければならない。

3 貨物の積込み速度は、船舶及び陸上施設の配管等を考慮して調節しなければならない。

4 貨物は、次の各号に掲げる要件に適合する場合を除き、圧縮ガス法又は圧縮空気法により移送してはならない。

一・二 (略)

第三百九十二条 船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項、第三十六条第三項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十六条、第五十九条、第六十三条、第六十六、第六十九条、第九十四条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第二項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第百条第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項又は第百九条の規定に違反して運送したとき。

二〇八 (略)

第二百五十五条 貨物の移送に係る制御装置及び警報装置は、貨物を取り扱う作業の開始前に当該装置が正常に作動することを確認しなければならない。

2 荷役作業の開始前及び作業中は、船舶内の作業者は、陸上施設の作業者と打合せ（緊急時の措置を含む。）を行わなければならない。

3 貨物の積込み速度は、船舶及び陸上の配管等を考慮して調節しなければならない。

4 貨物の移送は、次の各号に掲げる要件に適合する場合を除き、圧縮ガス法又は圧縮空気法により移送してはならない。

一・二 (略)

第三百九十二条 船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項、第三十六条第三項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十六条、第五十九条、第六十三条、第六十六、第六十九条、第九十四条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第二項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第百条第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第百一条又は第百九条の規定に違反して運送したとき。

二〇八 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。